

令和8年 第2回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月19日（木）午後1時30分から午後2時36分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 （14人）

会長	16番	大芦 宏
委員	2番	川田恒夫
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 （1人）

委員	1番	新井 勉
----	----	------

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第 5 号 佐野農業振興地域整備計画及び地域農業経営基盤強化促進計画の変更
について

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	塩野目裕
副参事	森久仁彦
農地調整係	係長 亀山聡士
	主査 峯 裕江
	主査 安在亮人
	主事 島田佳汰
	主事補 小林 准

7. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 8 年第 2 回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議 長 開会に先立ち、本日の出席委員数を事務局長に報告してもらいます。

事務局長 はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14 名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第 4 条による欠席の届出のあった委員は、議席番号 1 番 新井勉委員の 1 名でございます。
また、農地利用最適化推進委員の出席は 13 名でございます。

議 長 事務局長の報告のとおり、出席委員数は 14 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
ただいまから、令和 8 年第 2 回佐野市農業委員会総会を開会いたします。
これより、議事日程に入ります。

日程第 1、会期の決定についてであります。本日 1 日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号6番 小関昭男委員、議席番号12番 小久保勝委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和8年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和8年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

はじめに議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和8年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

3条880番 使用貸借による権利の設定です。申請地までの距離は3km、所要時間は8分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、動力噴霧器1台を所有しております。主な経営作物は、米、ぶどう、ウドとなっております。農作業従事人数は3人、従事日数は780日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条881番 賃貸借による権利の設定 借賃は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況はトラクター1台を所有しております。主な経営作物はいちごとなっております。農作業従事人数は1人、従事日数は187日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条882番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は米となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は450日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条883番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.25km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、小型トラクター2台、小型管理機2台、草刈機1台を所有しております。主な経営作物は、果樹、野菜となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は510日です。検討事項6項目につきましては、6番につ

して、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条884番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は5km、所要時間は15分です。農地の利用状況につきましては、3条883番と申請者が同じですので省略します。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条885番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は600日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条886番 贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は拠点となる実家から0.03km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条887番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、稲刈機1台を所有しております。主な経営作物は米、いちご、野菜となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は550日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条888番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円、隣接する宅地も合わせて購入のため、案分しての金額です。申請地までの距離は20

km、所要時間は30分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、を所有しております。主な経営作物は、米、オリーブ、果樹となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は640日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条889番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議 長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号 3条881番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

3条881番について、審査会班長をお願いします。

審査会班長

3条881番の案件について報告します。本申請につきましては、賃借権の設定4筆の申請になります。申請人は、いちご農家の下で1年間学び、市の青年等就農計画の認定を受け、今後は認定新規就農者として自身で栽培していくため、当該農地に貸借を付ける申請となります。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、作付計画としましては、いちごを栽培、収穫、販売する予定となっております。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。以上で審査会の結果の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第2号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和8年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号 5条1210番から5条1218番について、調査班お願いします。

調査班

5条1210番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1211番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1212番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、転用目的が農業用施設に該当し、一般基準は、2番から12番までを

検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1213番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1214番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1215番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1216番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、土地の面積割合が3分の1を超えないものに該当し一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1217番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1218番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとな

っており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局に、議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和8年2月19日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号 非農地574番から非農地576番について、調査班お願いします。

調査班

非農地574番について報告いたします。願出地の周囲に農地はないため、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しているため、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地575番について報告いたします。願出地の周囲に農地はないため、営農に支障はないと思われます。願出地は森林の様相を呈してお

り、また20年以上経過しているため非農地証明はやむを得ないと思われ
れます。

非農地576番について報告いたします。願出地の周囲に農地はない
ため、営農に支障はないと思われれます。願出地は森林の様相を呈して
おり、また20年以上経過しているため非農地証明はやむを得ないと思
われれます。

議 長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号につ
いて質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号については、願いのとおりに証明する
ことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、願いのとおりに証明することに決
定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの
判断についてを議題といたします。

事務局に議案第4号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断に
ついて、次のとおり非農地判断をすることについて、意見を求めます。

令和8年2月19日 提出 佐野市農業委員会会長。

議案の説明に入る前に、非農地判断について説明させていただきます。

毎年、委員の皆様には8、9月に農政課・農業委員会事務局の職員と農
地パトロールを実施していただいておりますが、パトロールの時に確認
した耕作放棄地の中で、その土地が森林の様相を呈している場合や、土
地の周囲の状況からみて、農地として復元しても利用することができな
いと思込まれる場合には、農地法で定める農地に該当しないものとし
て、農業委員会の職権により農地ではないと判断することができるとさ
れており、このことを非農地判断と言います。これに該当する農地は、パトロー

ルの際に判定 オ としていただいた農地になります。

今回、前々回の全員協議会でお伝えしたとおり、御神楽町の判定 オ となった農地について確認し、非農地判断を行うものです。

非農地判断をした農地につきましては、農業委員会が管理する農地台帳から外すとともに、所有者に対して非農地通知を送付します。非農地通知を受け取った所有者は、法務局で登記簿の地目を農地以外の現況にあった地目に変更していただくこととなります。

それでは、議案の内容の説明に移ります。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

議案第4号について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 佐野農業振興地域整備計画及び地域農業経営基盤強化促進計画の変更についてを議題といたします。

事務局に議案第5号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画及び地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、このことについて佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和8年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号 農振除外111番について、調査班をお願いします。

調査班

農振除外111番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、集落接続に該当します。一般基準は、2番から12番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは、有りと思われま。

議長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号については、農用地及び地域計画から除外された場合の転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局に議案第6号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和8年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

再配分・地域計画区域内の1番について、議席番号11番 穂原洋子委員が、議事参与の制限に該当します。

以上1件について審議します。

穂原洋子委員の退室をお願いします。

(穂原委員 退室14:31)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りします。再配分・地域計画区域内の1番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

穂原洋子委員の入室をお願いします。

(穂原委員 入室14:32)

次に、議案第6号の再配分・地域計画区域内の1番以外の案件について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。再配分・地域計画区域内の1番以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請についてを議題といたします。
事務局に議案第7号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第7号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成を要請することについて、意見を求めます。
令和8年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第7号について、申出のとおり計画作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、議案第7号については、申出のとおり計画作成を要請することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和8年第2回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時36分閉会